

## 「道路交通法改正試案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

### 1 自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備

#### (1) 全般について

- 事故が少しでも減るよう、自動運転が進むことを期待する。
- 新たな技術の実用化の状況に適した内容になっている。  
といった御意見があった一方、
- 自動運転車に関する過信・誤信から事故が発生する。
- 一般道での自動運転車の走行は容認できない。  
といった御意見がありました。

新たな技術の実用化を制度にするものである以上、新制度についての広報啓発に努めるのは当然ですが、これに加えて、自動運行装置を使用して安全に運転するに当たっては、自動運行装置への過信・誤信を防ぐことが重要であることから、自動運行装置の使用者に対し、当該装置の性能や使用方法を正確に伝えることが必要であると認識しています。このため、自動車メーカー、販売者等における取組とともに、警察としても、実用化されることとなる自動運行装置の性能や、その内容を踏まえた安全な使用方法について運転者に接する様々な手続や機会を通じて周知することとしています。

自動運行装置は、一定の条件（※）（以下「使用条件」といいます。）を満たす場合に、自動車を運行する者の運行に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替して安全に運行を制御するものです。

仮に、高速道路上でしか自動車を安全に運行制御できない自動運行装置である場合には、一般道路（使用条件外）では当該装置は作動しないものとして市場化される見込みです（今回の改正案では、自動運行装置を備えた自動車の運転者に対し、当該装置の使用条件を満たさない場合には、当該装置を使用した運転を禁止することとしています。）。

- （※） 自動運転システムが、自動車を運行する者の運行に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替することができる条件（例えば、道路条件（高速道路／一般道路 等）、環境条件（天候、昼間／夜間 等）等を想定）

#### (2) 「運転」の定義について

- 自動運行装置を使用して自動車をを用いる行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）上の「運転」に含まれると規定することに賛成する。  
といった御意見がありました。

### (3) 携帯電話使用等の禁止の解除について

- 自動運転中の携帯電話やスマートフォンの使用は違反に問わない方が世界に追い付くことができる。  
といった御意見があった一方、
- 自動運転中に携帯電話の使用の禁止が解除される点については賛成だが、ほかにも様々な行為を許容すべき。  
といった御意見や、
- 運転者によってはスマートフォンを手に持ってメールを打ち込んでいる状態から、瞬時に、正しい運転操作を引き継いで適切に対処することは実質的に不可能な場合がある。
- 今回は規制の緩和を行わず、自動運転の普及後の実態に応じて検討すべき。
- 自動運行装置の安全性がどこまで確立されているか不明であり、誤作動による事故が発生するのではないか。  
といった御意見がありました。

自動車の運転者は、安全運転の義務を負っており、従来の自動車を運転する際には、自ら常に自動車の前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行うなど、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。現行の道路交通法においては、このような安全運転の義務等の履行を確保するため、この義務に上乗せする形で、自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話等を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション装置等の画面を注視したりする行為（以下「携帯電話使用等」といいます。）を一律に禁止しています（道路交通法第71条第5号の5）。

しかしながら、自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する場合には、同装置が自動車を運行する者の運行に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替することとなるため、運転者は、自ら常に自動車の前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行う必要が基本的になくなります。このため、安全運転の義務に上乗せしている携帯電話使用等を一律に禁止する規定を適用する必要はないと考えます。

一方、Society of Automotive Engineers Internationalが定義している自動車の運転の自動化レベルのうち、レベル3の自動運行装置は、使用条件を満たさなくなる場合等には、運転者が運転操作を引き継ぐことが必要なものです。そこで、今回の改正案は、自動運行装置を適切に使用して自動車を運転する者については、安全運転の義務に上乗せされている携帯電話使用等を一律に禁止する規定を適用しないこととしていますが、自動運行装置の性能に応じて直ちに運転操作を引き継ぐことができる状態であることを求めることとしたもので、これと両立しない態様で行わ

れる運転操作以外の行為は許容されず、携帯電話使用等であっても同様です。

また、自動運行装置の安全性については、道路運送車両法の一部を改正する法律案により、同装置が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の対象とされ、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書（平成31年1月15日）によれば、「自動運転車の搭乗者及び歩行者等の周囲の交通参加者に危険を及ぼすおそれのないものであることや走行環境条件以外で自動運転システムが作動しないこと等を担保する安全基準を定めることが必要である」とされています。

#### (4) 作動状態記録装置について

- 警察官だけでなく、運転者や交通事故の被害者も作動状態記録装置の記録を確認できるようにすべき。

といった御意見がありました。

警察官が運転者に対し、作動状態記録装置により記録された記録の提示を求めることができることとした趣旨は、当該記録を確認することにより整備不良車両（道路交通法第62条）に該当するか否かを正確に判断し、これに該当する場合には、警察官が当該車両の運転の継続を禁止する命令を発するなどの措置をとる（道路交通法第63条第2項）ことにより、交通の安全を確保することにあります。

このような趣旨に鑑み、道路交通法において、警察官以外の、例えば、運転者や交通事故の被害者に当該記録の提示を求める権限を付与する旨を規定することとはしていません。

#### (5) その他

法整備の前提として、

- 自動運転中の交通事故の責任の所在を明確化すべき。

といった御意見がありました。

交通事故の刑事責任については、個々の事案ごとに個別具体的に判断されるべきものであり、それは自動運転中に生じたものでも例外ではありません。例えば、自動運行装置を使用中の道路交通法違反についての刑事責任については、現行の交通違反の捜査において、自動車の欠陥や不具合が疑われた場合と同様、実際の事案ごとに、自動運行装置の設計・製造上の欠陥、使用者の点検整備の状況、運転者の不注意の程度、不注意と違反との因果関係等に照らし、個別具体的に判断されることとなると考えています。

## 2 携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

### (1) 携帯電話使用等に関する罰則の強化及び反則金の限度額の引上げについて

- 今回の改正案は、運転者に対する抑止力になり、妥当な内容である。
- ながら運転は厳格に取り締まり、かつ、厳罰に処すべき。  
といった御意見があった一方、
- より厳しくすべき。  
といった御意見がありました。

罰則について、今回の改正案では、携帯電話使用等（交通の危険）（※1）について1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、携帯電話使用等（保持）（※2）について6月以下の懲役又は10万円以下の罰金を科すこととしていますが、これは、他の違反に対する罰則との均衡を考慮したものです。

（※1） 携帯電話使用等により、道路における交通の危険を生じさせたもの

（※2） 携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視し、道路における交通の危険を生じさせなかったもの

### (2) その他

今回の改正試案の内容に対する直接の御意見ではありませんが、

- 自転車の「ながらスマホ」等も取り締まってほしい。  
といった御意見がありました。

自転車について、運転中における携帯電話使用等も含め、必要な指導取締りに努めてまいりたいと考えています。

## 3 その他

### (1) 小児用の車及び軽車両の定義について

- 自走能力のある車については自動車とすべき。  
といった御意見がありました。

現行の道路交通法では、原動機を用いる車椅子や歩行補助車（高齢者等が用いる乳母車様の車で高齢者等の歩行を補助する機能を有するもの）等について、内閣府令で定める一定の基準に該当する場合には、歩道を通行させることが交通安全上好ましいことなどから、自動車や原動機付自転車には含まれないこととされています。

原動機を用いる乳母車等のうち、歩道を通行させることが交通安全上好ましいものや歩行者をはじめとする他の交通に及ぼす危険の程度が低いものについては、自動車又は原動機付自転車から除くことが適切であると考えており、内閣府令においてその基準を定める予定です。

## (2) 運転免許証の再交付申請に関する規定の見直しについて

○ 改正案に賛成である。

といった御意見があった一方、

○ 運転免許証を亡失等した場合以外に再交付申請を認める趣旨が分からない。

○ 理由を問わずに運転免許証の再交付を認めると、再交付された運転免許証が犯罪に悪用されるおそれがあるため、一定の場合に限った方がよい。例えば、再交付により運転免許証の写真を差し替えたい場合等が考えられる。

といった御意見がありました。

現行の道路交通法では、運転免許証の再交付申請は、運転免許証を亡失し、滅失し、汚損等をしたときに限られています。

しかしながら、これらの場合以外にも、例えば、離婚等により氏に変更された方から、変更後の氏を記載した運転免許証の再交付を認めてほしいなどの要望があることから、今回の改正案では、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等の一定の場合に運転免許証の再交付申請を可能とするものです。

また、現在でも、新たな運転免許証を再交付する際には、申請者に対し、再交付前の運転免許証の提出を求めており、その取扱いを変更する予定はないことから、再交付された運転免許証が犯罪に悪用されるおそれが改正により高まることとはなりません。

## (3) 運転経歴証明書の交付に係る申請先等の見直しについて

○ 特段反対はない。

といった御意見がありました。